

消費者庁提出資料

平成28年1月27日



目次

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センター概要	P. 1～3
消費者行政、消費者庁に関する参考資料	P. 4～10
消費者庁の機能に関する参考資料	P. 11～18
徳島県及び各都道府県の 消費者行政の状況に関する参考資料	P. 19～28
課題抽出のための試行	P. 29

消費者庁、内閣府消費者委員会及び独立行政法人国民生活センターの概要

1. 消費者庁

○所在地：千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー5階、6階
（平成28年3月以降 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 中央合同庁舎4号館）

○職員数：309人（平成27年度定員）
ほかに非常勤職員約200名

○設立年月日：平成21年9月1日

○設置根拠：消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）

○機関の任務：

消費者庁は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

消費者庁、内閣府消費者委員会及び独立行政法人国民生活センターの概要

2. 内閣府消費者委員会

○所在地: 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 中央合同庁舎4号館8階

○委員数: 延べ80人程度(平成28年1月1日時点)

○職員数: 12名(平成27年度定員)
常勤、非常勤あわせて約30名

○設置年月日: 平成21年9月1日

○設置根拠: 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)

○機関の所掌又は任務:

各種の消費者問題について、自ら調査審議し、消費者行政全般に対して、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議を行うほか、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。

消費者庁、内閣府消費者委員会及び独立行政法人国民生活センターの概要

3. 独立行政法人国民生活センター

○所在地:相模原(本部) 神奈川県相模原市中央区弥栄3丁目1番1号
東京 東京都港区高輪3丁目13番22号

○職員数:相模原 30人(平成28年1月1日時点)、東京 90人(平成28年1月1日時点)(ほか役員6人)
ほかに非常勤職員130名

○延床面積:相模原 12895.54㎡、東京 5043.26㎡

○設立年月日:昭和45年10月1日

○設置根拠:国民生活センター法(昭和45年法律第94号)
(現在は、独立行政法人国民生活センター法(平成14年法律第123号))

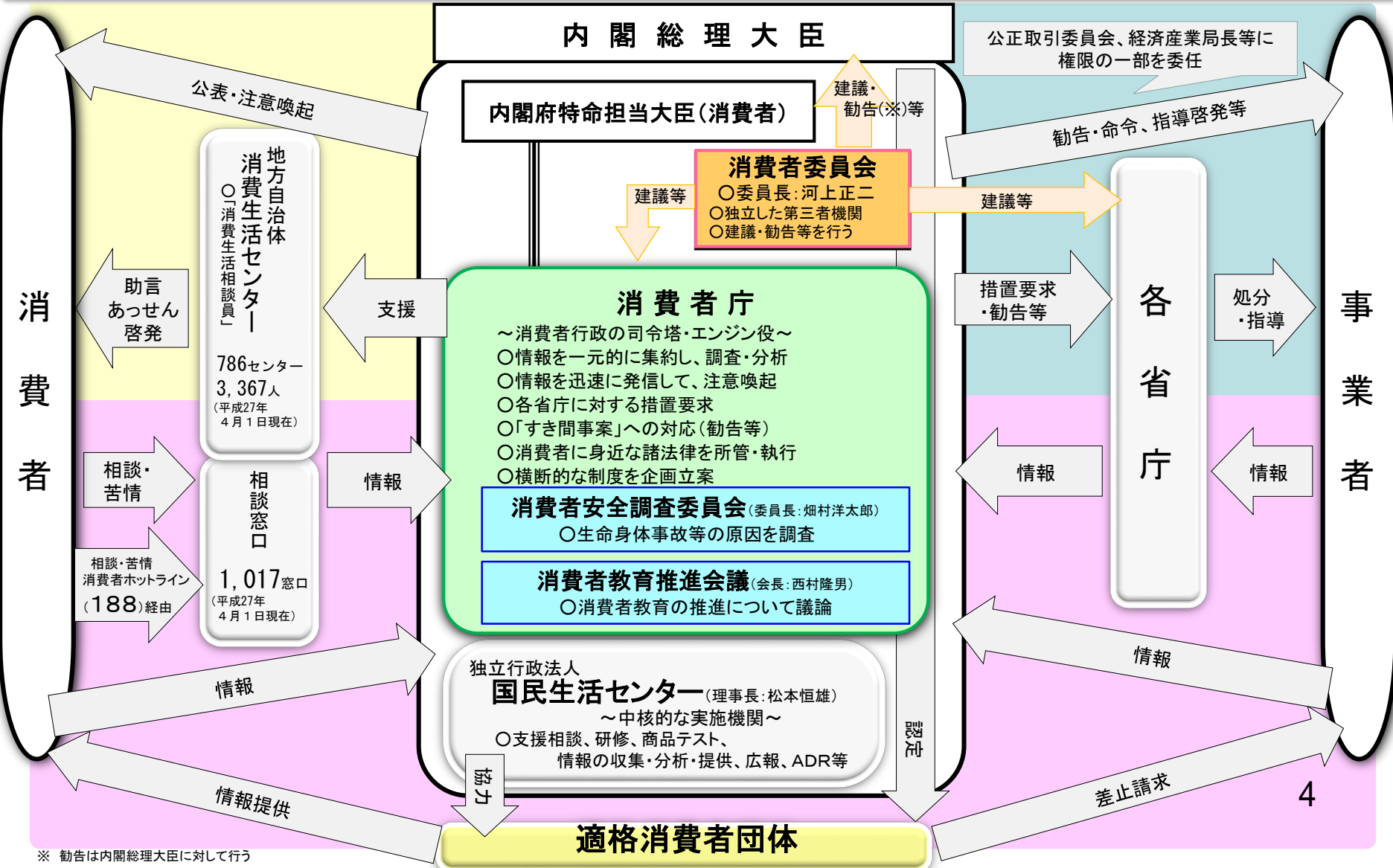
○機関の目的:

独立行政法人国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。

消費者行政の体制

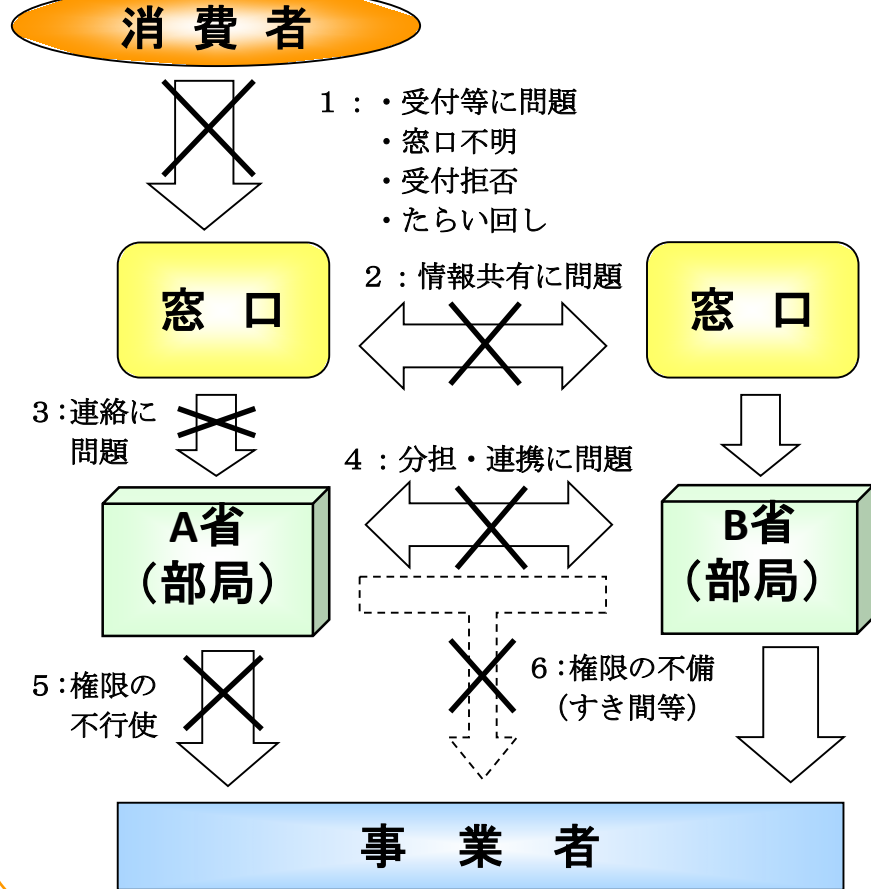
○過去、各府省庁縦割りの仕組みの下、産業振興の間接的、派生的テーマとして、消費者行政が行われる中、悪質商法・偽装表示等の被害を受ける消費者が続出し、製品や食品による不慮の消費者事故も表面化

○こうした社会状況を踏まえて、これまでの行政をパラダイム転換するため、消費者行政の「司令塔」、「エンジン役」として、平成21年9月1日に消費者庁が発足



※ 勧告は内閣総理大臣に対して行う

これまでの問題点



消費者庁創設後

1. 一元的な消費者相談窓口の設置
2. 3. 情報の一元的集約・分析
4. 5. 消費者に身近な諸法律を所管
6. 消費者安全法によりすき間事案に対応・新法の企画立案
1. ~6. 消費者行政の司令塔として各省庁に勧告、措置要求

問題となっていた事例(生命・身体事案)

主な事件のあらまし		今後の対応の方向
中国産冷凍 ギョウザ事件	中国から輸入された冷凍ギョウザを摂食した者が有機リン中毒を発症した事例	<ul style="list-style-type: none"> ① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り ② 事業者からの報告、公表制度の整備 ③ 行政の早急な対応を可能にする仕組み作り(法整備を含め)
こんにやく入り ゼリー事故	一口サイズのいわゆる「ミニカップ」に入ったこんにやく入りゼリーが、その大きさや形状、硬さにより窒息事故を引き起こした事例	<ul style="list-style-type: none"> ① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り ② 事業者からの報告、公表制度の整備 ③ すき間をなくすための法整備
おもちゃ回収事 例	中国製のおもちゃにつき、米国の業界基準値を超える鉛が含まれていたとして、輸入業者により自主回収が行われた事例(具体的な被害については不明)	<ul style="list-style-type: none"> ① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り ② 事業者からの報告、公表制度の整備 ③ すき間をなくすための法整備。複雑な法律の是正(食品衛生法の対象範囲の拡大、規格基準の強化については、食品衛生法施行規則、告示の改正により対応済み)
ガス機器一酸 化炭素中毒事 故	ガス瞬間湯沸かし器につき、安全装置の不正改造等を原因とする一酸化炭素中毒事故が複数発生したが、長期間にわたり適切な対応がなされなかった事例	<ul style="list-style-type: none"> ① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り ② 事業者の報告義務の強化・徹底 ③ 早急な原因究明を確実にを行うシステム作り ④ 消費者等が行政をチェックする仕組み作り
プール事故	児童がプールの排水口に引き込まれて死亡した事故。約40年間に60名近い者が同種の事故で死亡	<ul style="list-style-type: none"> ① 一元的な情報集約、危険情報の早期発信のシステム作り ② 事業者からの報告、公表制度の整備 ③ すき間をなくすための法整備 ④ 行政が民間委託を行う際の適切な監督等の実施

問題となっていた事例（財産事案）

主な事件のあらまし	今後の対応の方向
NOVA事件	<p>英会話教室である同社の解約時の清算方法については、消費者から苦情・相談が多く寄せられていたところ、最高裁で同社の敗訴が確定し、清算方法を変更するに至るまで、多数の被害者が発生した事件</p>
悪質住宅リフォーム問題	<p>住宅リフォームについて、十分な判断ができない消費者等を対象に、不要な工事を実施した上で、高額な工事代金を支払わせる事例や、一人の消費者に次から次へと契約させる事例等が発生している問題</p>
和牛預託商法問題	<p>和牛の飼育から得られた利益を配当するとして、和牛の持分権を購入させる商法。オーナーは所有する和牛を実際に目にする必要がないことから、飼育の実態を伴わない詐欺的な取引が行われるようになり、多数の契約者が被害にあった問題。その後、1997年に規制対象となった後も、飼育の実態を伴わない経営を続けていた一部業者に対する監督が適切に行われず、処分に時間がかかった</p>
L&G(円天)事件	<p>「円天」と呼ばれる電子マネー形式の擬似通貨や高額配当と引き換えに、協力金名目の出資金を集めるという一種のマルチ商法(ねずみ講)による詐欺的事件。2007年に出資法違反容疑で強制捜査を受け、その後破たん</p>

福田内閣による消費者庁創設への歩み

- 平成19年11月 国民生活審議会“行政のあり方総点検”（翌3/27 最終報告）
- 平成20年2月 消費者行政推進会議（座長佐々木毅学習院大学教授：6.13最終取りまとめ）
- 同年4月 福田総理：千葉県消費者センター 訪問
- 同年4月 福田総理：「消費者庁（仮称）の創設に向けて」を発表
 - ・消費者の視点から政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁（仮称）を創設する。消費者庁は、商品・金融などの「取引」、製品・食品などの「安全」、「表示」など、消費者の安全安心に関わる問題を幅広く所管する。
 - ・消費者庁を、一元的な窓口機能、企画立案、法執行、勧告などの機能を有する消費者行政全般についての司令塔として位置づける。
 - ・消費者に身近な問題を取り扱う法律は、消費者庁に移管することとし、その他の関連法についても、消費者庁が強い勧告権を持つ司令塔として関与できるようにする。また、すき間への対応や被害者救済を視野に入れた新法の検討を進める。
- 同年6月27日 「消費者行政推進基本計画」閣議決定
- 同年9月19日 消費者庁関連3法案の閣議決定
 - ⇒ 法案可決（21年5月） ⇒ 消費者庁発足（21年9月）

消費者被害の深刻化、偽装、食品被害…

= 行政の縦割り・不作為が問題に



福田総理の施政方針演説(第169国会:平成20年1月)

今年を「生活者や消費者が主役となる社会」へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。現在進めている法律や制度の「国民目線の総点検」に加えて、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます。併せて消費者行政担当大臣を常設します。新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役になるものです。すでに検討を開始しており、なるべく早期に具体像を固める予定です。」

消費者庁発足時の各府省からの主な業務移管について

注：法律の全部が移管されたものではなく、一部を移管、全部又は一部を共管している法律がある

内閣府[81名]
(国民生活局、食安委事務局 ほか)

- ・ 消費者契約法
- ・ 製造物責任法
- ・ 個人情報保護法
- ・ 公益通報者保護法
- ・ 消費者基本法
- ・ (独)国民生活センター法
- ・ 食品安全基本法

公正取引委員会[44名]

- ・ 景品表示法

経済産業省[31名]

- ・ 特定商取引法
- ・ 消費生活用製品安全法
- ・ 家庭用品品質表示法
- ・ 割賦販売法
- ・ 預託法

国土交通省[3名]

- ・ 住宅品質確保法
- ・ 宅建業法
- ・ 旅行業法

総務省[3名]

- ・ 特定電子メール法

農林水産省[21名]

- ・ J A S 法

厚生労働省[10名]

- ・ 食品衛生法
- ・ 健康増進法

警察庁, 金融庁, 法務省
[各1名(計3名)]

新規増員[6名]

- ・ 貸金業法

消費者庁

21年度	202名	定員数
22年度	217名	
23年度	270名	
24年度	279名	
25年度	289名	
26年度	301名	
27年度	309名	

10

消費者安全に関する緊急事態等の対応について

関係会議の開催

緊急対策本部(閣僚級)

関係大臣の連携対応の必要がある場合に設置
設置に際しては、内閣府特命担当大臣(消費者)が、
内閣官房長官及び関係大臣と協議
本部長は内閣府特命担当大臣(消費者)

消費者安全情報総括官会議(局長級)

府省横断的に対応する必要がある場合に開催
内閣府特命担当大臣(消費者)が開催を決定

内閣府特命担当大臣(消費者)

必要に応じて
迅速に報告

対応を
指示

報告

消費者庁次長
(消費者安全情報総括官)

関係府省庁
消費者安全情報総括官

緊急事態等

(消費者安全情報総括官:消費者庁、食安委、警察、総務、消防、文科、厚労、農水、経産、国交、環境の局長級)

○消費者安全法の定める重大事故※等が発生した場合であって、緊急の対応を要する事態

※死亡、負傷又は疾病等(30日以上の治療期間)

又は

○重大事故等に準ずる事故等(被害が大規模又は広域であり、かつ、消費者庁及び関係府省において対応の調整を要すると考えられる事故又は事態が発生した場合)であって、緊急の対応を要する事態

緊急事態等の対応

○消費者被害の発生又は拡大の防止するため、関係府省が連携して対応

①消費者への情報提供 ②商品の回収・新規流通の防止 ③原因究明及び改善措置等

消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱(抄)

平成24年9月28日 関係閣僚申合せ

2 緊急事態等の対応の基本方針

(略)緊急事態等における対応については、消費者の安全の確保が最も重要であるという認識の下に、消費者庁及び関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図りながら、政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めることとする。

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項(抄)

平成24年6月29日 閣議決定

第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等(法第14条関係)

1 基本的考え方

緊急事態が発生した場合には、消費者庁は、一元的に集約・分析した情報を基に、消費者被害の拡大防止の観点から司令塔として迅速に対応方針を決定するとともに、食品安全委員会及び厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関との連携の下、消費者、食品関連事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供するよう努める。

中国産冷凍餃子の農薬混入事案への対応

1
か
月
経
過

日時	事案・対応の概要
平成19年12月28日	千葉県千葉市で食中毒発生 ※大人1人が嘔吐・低体温症等で入院、3歳女兒が嘔吐・悪寒
平成20年 1月 5日	兵庫県高砂市で食中毒発生 ※3人が嘔吐・めまい・ <small>しゆくどう</small> 縮瞳・頬のふるえ等で入院
1月23日	千葉県市川市で食中毒発生 ※5人が嘔吐・幻覚等で入院(5歳女兒は意識不明の重体)
1月30日 夕刻	事案を認知した厚生労働省から、 <u>内閣府国民生活局に一報</u>
1月30日 夜	総理が岸田文雄大臣(後日消費者行政推進担当大臣に発令)に対策取りまとめ指示
1月30日 深夜	<u>関係省庁局長級会議(※1)を開催</u>
1月31日 午前	<u>関係閣僚会議(※2)を開催し、被害拡大防止等の対応方針(※3)を決定</u>
～ 2月22日	局長級会議を6回、関係閣僚会議を4回開催し、再発防止策(※4)を決定
～10月31日	局長級会議を計50回開催し、関係省庁の対応状況を確認

(※1)「食品による薬物中毒事案に関する関係省庁連絡会議」。構成省庁は、内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省。

(※2)「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合」。出席者は、官房長官、官房副長官、内閣府特命担当大臣(国民生活)、国家公安委員長、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣。

(※3)「食品による薬物中毒事案への対応について」(食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ)

(※4)「食品による薬物中毒事案の再発防止策について」食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ)

※中国の天洋食品工場から輸入・販売した18事業者が回収を実施。回収対象製品は約400万個。

消費者庁設置後に成立した主な法律

No.	法律名	閣議決定日	成立日	公布日	備考
1	消費者安全法の一部を改正する法律	平成 24 年 2 月 14 日	平成 24 年 8 月 29 日	平成 24 年 9 月 5 日	消費者安全調査委員会の設置、財産被害に係る隙間事案への行政措置の導入
2	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律	平成 24 年 3 月 2 日	平成 24 年 8 月 10 日	平成 24 年 8 月 22 日	訪問購入規制の新設
3	消費者基本法の一部を改正する法律	(議員立法)	平成 24 年 8 月 10 日	平成 24 年 8 月 22 日	消費者政策の実施の状況に関する国会報告
4	消費者教育の推進に関する法律	(議員立法)	平成 24 年 8 月 10 日	平成 24 年 8 月 22 日	
5	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法	平成 25 年 3 月 22 日	平成 25 年 6 月 5 日	平成 25 年 6 月 12 日	
6	食品表示法	平成 25 年 4 月 5 日	平成 25 年 6 月 21 日	平成 25 年 6 月 28 日	
7	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	平成 25 年 4 月 19 日	平成 25 年 12 月 4 日	平成 25 年 12 月 11 日	
8	不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律	平成 26 年 3 月 11 日	平成 26 年 6 月 6 日	平成 26 年 6 月 13 日	景品表示法及び消費者安全法の改正
9	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律	平成 26 年 10 月 24 日	平成 26 年 11 月 19 日	平成 26 年 11 月 27 日	景品表示法に課徴金制度を導入
10	個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律	平成 27 年 3 月 10 日	平成 27 年 9 月 3 日	平成 27 年 9 月 9 日	

消費者庁と主要関係府省庁の連携①

		内閣府	公取	警察	金融	総務	法務	文科	厚労	農水	経産	国交	他
消費者行政全般・民事ルール等	消費者安全法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	財務 環境
	製造物責任法						○		○	○	○	○	
	消費者契約法			○	○	○	◎	○	○	○	○	○	
	消費者裁判 手続特例法		○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	
	公益通報者 保護法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	財務 環境 防衛等
	消費者教育 推進法	○			○		○	◎	○	○	○		
	国民生活安定 緊急措置法					○			○	○	○	○	
表示	景品表示法		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	財務 環境
	消費税転嫁対 策特別措置法		◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	財務 環境
	食品表示法			○		○			○	◎	○		財務 (国税)
	食品衛生法								◎	○			
	JAS法								○	◎			

◎: 共同して制度の企画立案又は法執行を行う(共管)

○: 当該省庁の所管業界に影響が及ぶ等、関係が深いもの

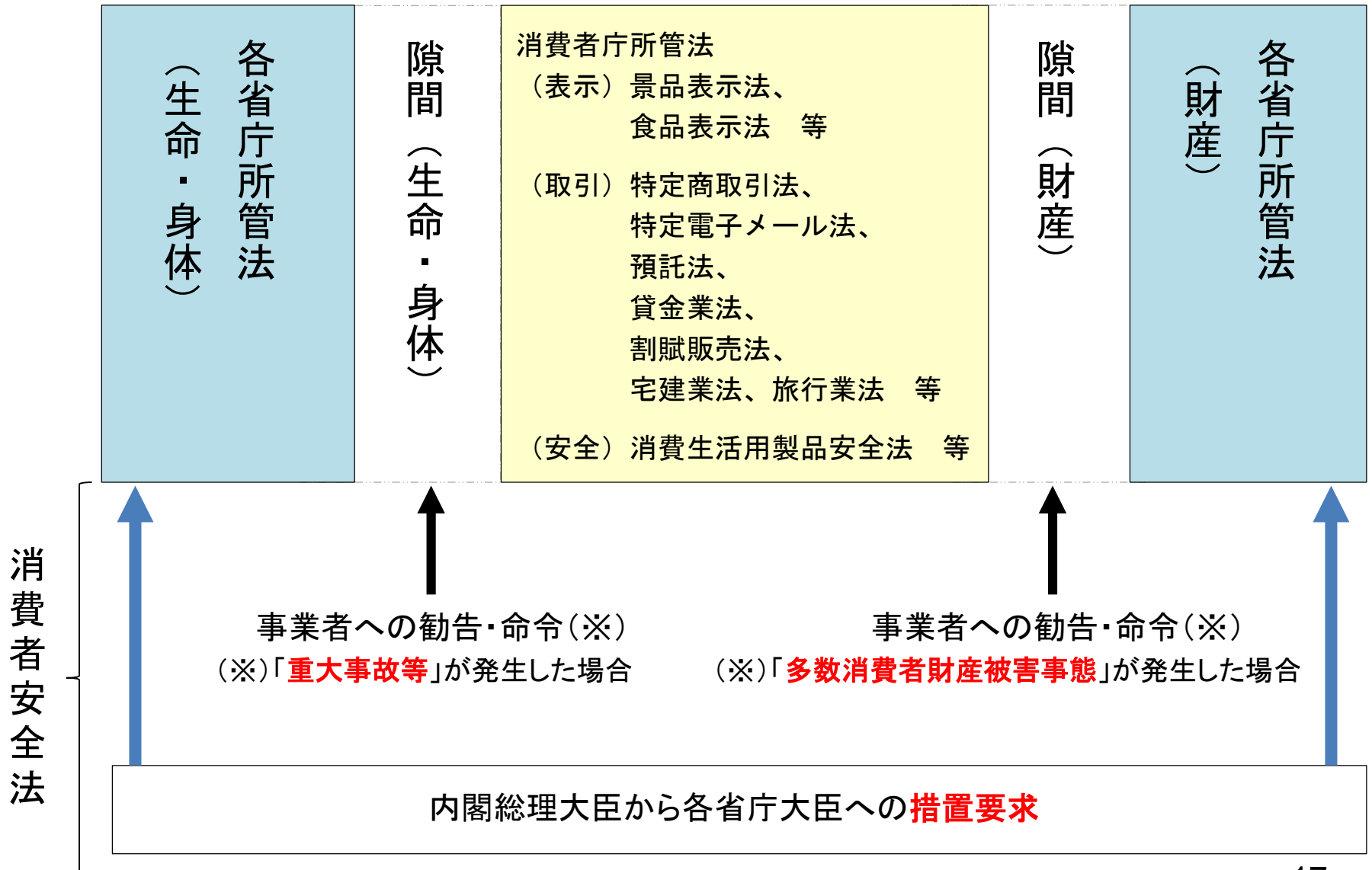
消費者庁と主要関係府省庁の連携②

		内閣府	公取	警察	金融	総務	法務	文科	厚労	農水	経産	国交	他
表示	健康増進法	○							◎				
	米トレーサビリティ法									◎			
	家庭用品品質表示法										◎		
	住宅品質確保促進法											◎	
取引	特定商取引法			○	○	○	○	○	○	○	◎	○	財務環境
	特定電子メール法					◎					○		
	割賦販売法				○						◎		
安全	食品安全基本法	◎ (食安委)							○	○			
	消費生活用製品安全法										◎		
	有害物質を含有する家庭用品規制法								◎				

◎: 共同して制度の企画立案又は法執行を行う(共管)

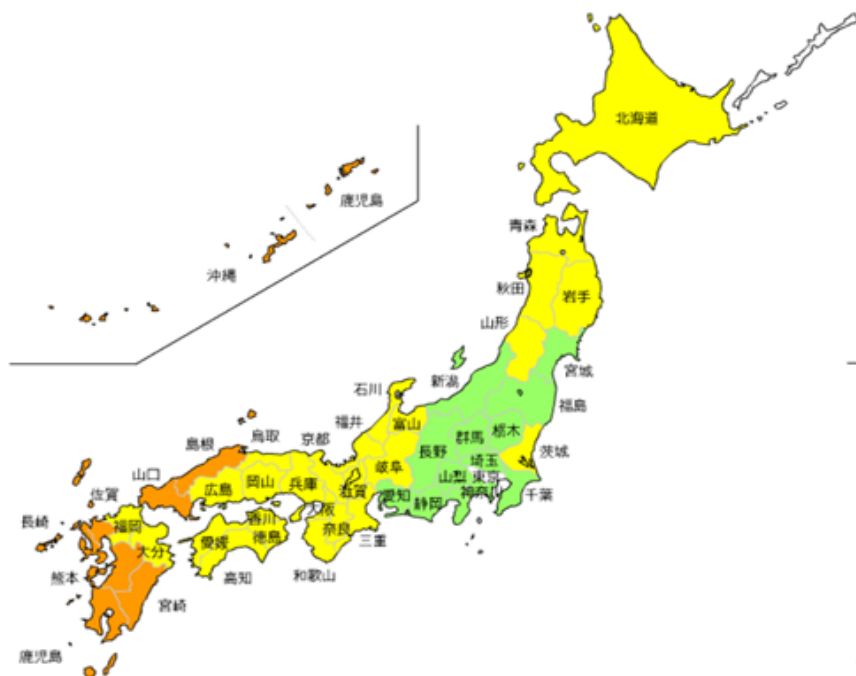
○: 当該省庁の所管業界に影響が及ぶ等、関係が深いもの

消費者事故等に対する法執行

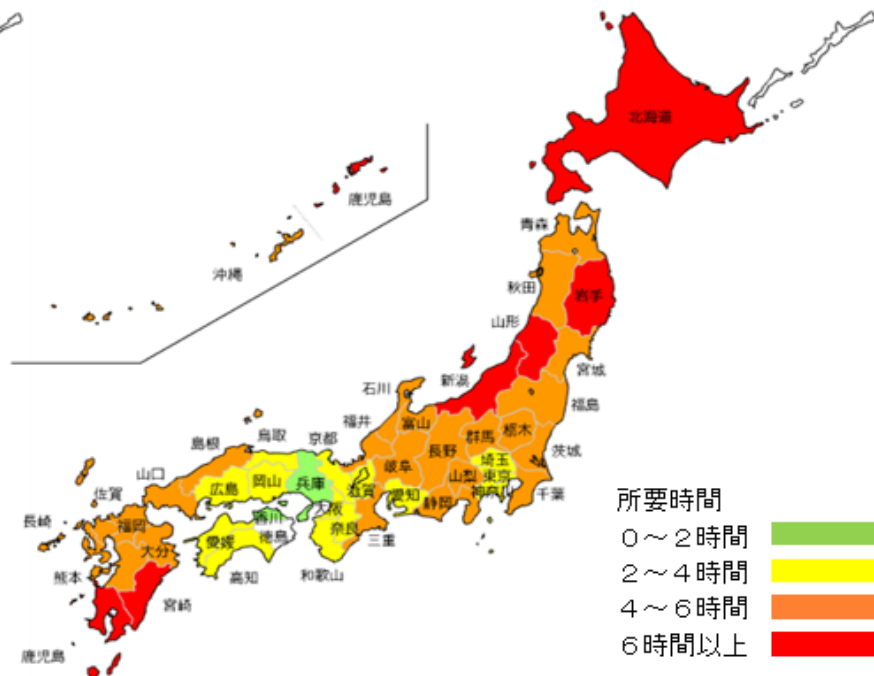


全国への所要時間の比較

＜東京駅起点の場合＞



＜徳島駅起点の場合＞



→ 徳島駅起点にした場合、東京駅起点にした場合に比べ、
所要時間が長くなる都道府県が41都道府県、短くなる県が6県。

《算出方法》

- ・ 旅費法等の規定（航空機・特別急行列車の使用基準）に基づいた経路により算出
- ・ 12:00着として徳島駅又は東京駅から各都道府県庁の最寄り駅までの経路として検索（検索結果により、前泊の可能性（※）が生じた場合、14:00着で検索）

※ 徳島駅又は東京駅を6:00以前に出発しなければならない場合

趣旨

- 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)を踏まえ、
どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備
- ✓ 地方消費者行政のための交付金を通じ、地方における計画的・安定的な取組を支援
- ✓ 地方の自主性・独自性を確保しつつ、交付金を通じた当面の政策目標を設定

当面の政策目標

- 都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消

- 1-1 相談窓口未設置の自治体(市町村)を解消

＜政策目標2＞相談体制の質の向上

- 2-1 消費生活センターの設立促進
(人口5万人以上の全市町及び人口5万人未満の市町村の50%以上)

【消費生活相談員】

- 2-2 管内自治体(市区町村)の50%以上に配置
- 2-3 資格保有率を75%以上に引き上げ
- 2-4 研修参加率を100%に引き上げ(各年度)

＜政策目標3＞適格消費者団体の空白地域の解消

- 3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック(東北、北陸、四国)における適格消費者団体の設立支援

＜政策目標4＞消費者教育の推進

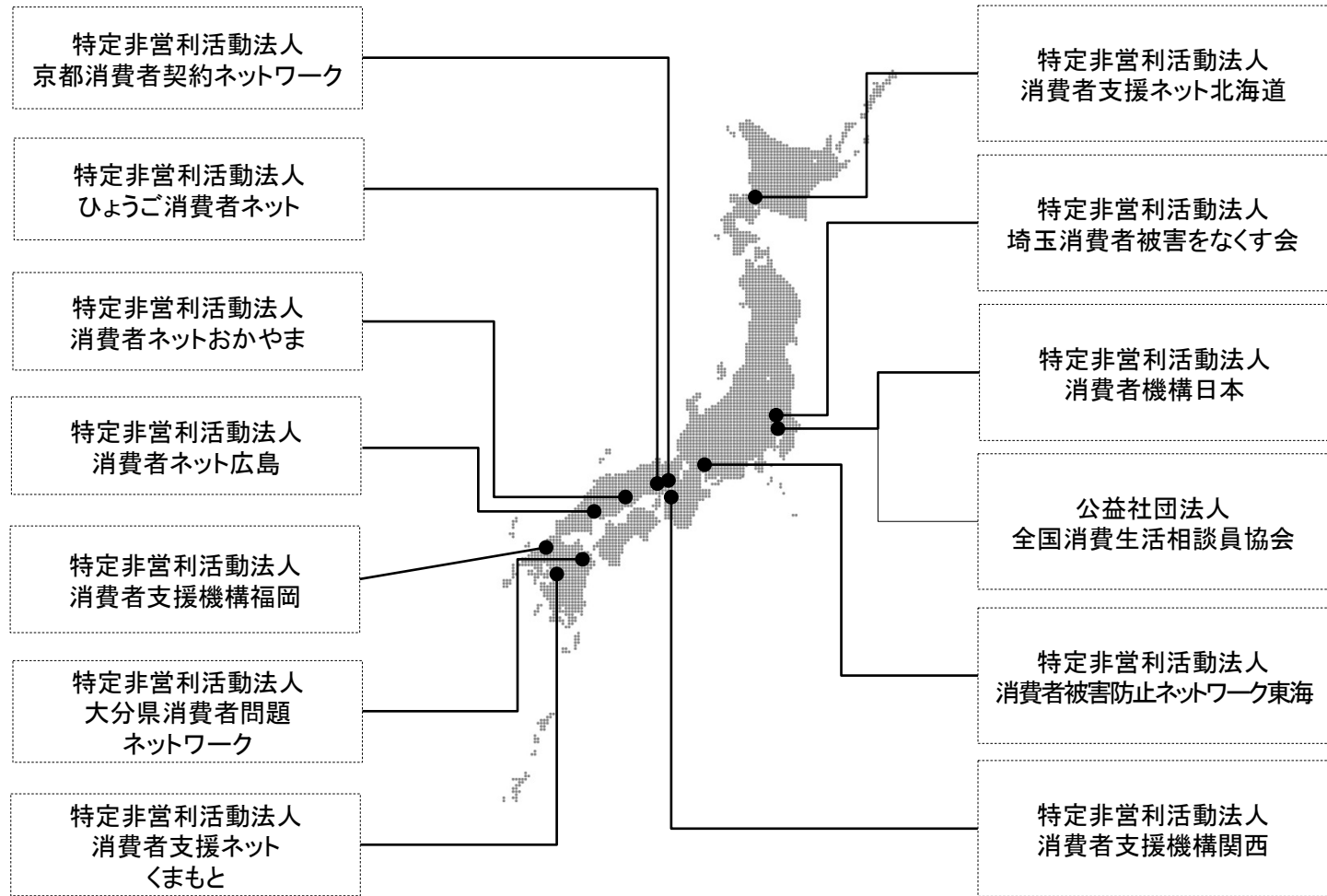
- 4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)

＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築

- 5-1 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)

<政策目標3>

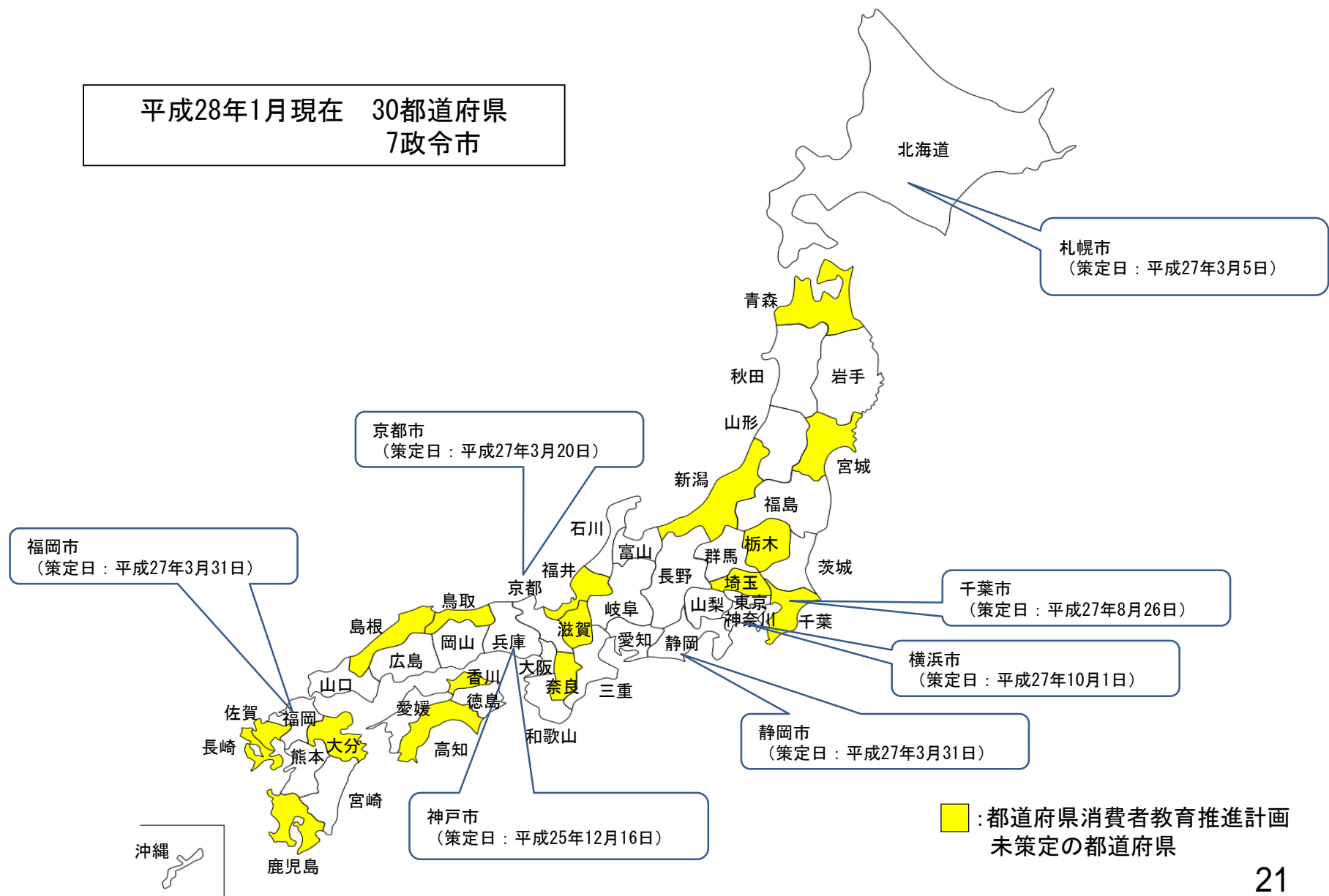
現在の適格消費者団体(全国13団体:平成27年12月現在)



<政策目標4>

消費者教育の推進: 消費者教育推進計画の策定(全都道府県・政令市)

平成28年1月現在 30都道府県
7政令市



消費者教育推進会議（第2期） 委員名簿

東	珠 実	梶山女学園大学現代マネジメント学部教授
飯 泉 嘉 門		徳島県知事
大 竹 美 登 利		東京学芸大学教育学部教授
尾 嶋 由 紀 子		公益社団法人全国消費生活相談員協会広報部長
尾 上 浩 一		公益社団法人日本PTA全国協議会特任業務執行理事
柿 沼 トミ子		全国地域婦人団体連絡協議会会長
河 野 恵 美 子		一般社団法人消費者市民社会をつくる会会員
齊 藤 秀 樹		公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事
佐 分 正 弘		公益社団法人消費者関連専門家会議顧問
島 田 広		弁護士
清 家 久 樹		神戸市市民参画推進局市民生活部長
曾我部 多 美		東村山市立回田小学校校長
高 山 靖 子		株式会社資生堂顧問
出 口 貴美子		出口小児科医院院長
富 岡 秀 夫		公益財団法人消費者教育支援センター専務理事
(会長) 西 村 隆 男		横浜国立大学教育人間科学部教授
長谷川 敦 子		三重県教育委員会事務局高校教育課長
古 谷 由 紀 子		サステナビリティ消費者会議代表
堀 内 壽 夫		松山市立久米中学校校長
吉 國 眞 一		金融広報中央委員会会長

「倫理的消費」調査研究会委員名簿

足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ代表取締役
阿部 治	立教大学教授
飯泉 嘉門	徳島県知事
生駒 芳子	ファッションジャーナリスト
伊藤 和良	川崎市経済労働局長
小倉 寿子	一般社団法人全国消費者団体連絡会
柿野 成美	公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員
金丸 治子	イオン株式会社グループ環境・社会貢献部部長
河口 真理子	株式会社大和総研調査本部主席研究員
佐野 真理子	主婦連合会参与、特定非営利活動法人グリーンコンシューマー東京ネット理事
潮谷 義子	日本社会事業大学理事長、環境福祉学会副会長
島田 広	弁護士
嶋田 行輝	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 CSR部長
清水 きよみ	公益社団法人消費者関連専門家会議事務局長
末吉 里花	フリーアナウンサー、エシカル協会代表
高山 靖子	株式会社資生堂常勤監査役
竹内 光男	東京サラヤ株式会社管理本部総務部産学官連携事業部長
長崎 達夫	パナソニック株式会社環境・品質センター環境経営推進部部長
中原 秀樹	東京都市大学教授、国際グリーン購入ネットワーク会長
西村 隆男	横浜国立大学教授、日本消費者教育学会会長
平井 伸治	鳥取県知事
福田 伸也	京都府消費生活安全センター長
松本 英明	日本生活協同組合連合会ブランド戦略本部政策基準担当
宮崎 喜久代	公益社団法人経済同友会政策調査部マネジャー
山本 明	東京都生活文化局消費生活部長
(座長) 山本 良一	東京都市大学特任教授、東京大学名誉教授
葭内 ありさ	お茶の水女子大学附属高等学校教諭
渡辺 龍也	東京経済大学教授、一般社団法人日本フェアトレード・フォーラム監事

■政策目標2-1
(センター設置・人口5万人以上)

目標:100% (全国平均82.4%)

都道府県	センター設置率 (人口5万人以上)
青森県	100.0%
岩手県	100.0%
山形県	100.0%
茨城県	100.0%
栃木県	100.0%
群馬県	100.0%
埼玉県	100.0%
福井県	100.0%
滋賀県	100.0%
京都府	100.0%
兵庫県	100.0%
鳥取県	100.0%
島根県	100.0%
山口県	100.0%
徳島県	100.0%
高知県	100.0%
佐賀県	100.0%
長崎県	100.0%
熊本県	100.0%
鹿児島県	100.0%
東京都	98.0%
千葉県	96.6%
神奈川県	94.1%
大阪府	93.9%
北海道	93.8%
静岡県	93.8%
宮城県	90.0%
福岡県	90.0%
広島県	88.9%
長野県	84.6%
岐阜県	84.6%
石川県	83.3%
愛媛県	83.3%
富山県	80.0%
宮崎県	80.0%
奈良県	75.0%
新潟県	66.7%
岡山県	66.7%
大分県	66.7%
福島県	50.0%
三重県	50.0%
山梨県	40.0%
秋田県	33.3%
沖縄県	33.3%
愛知県	22.9%
和歌山県	16.7%
香川県	16.7%

■政策目標2-1
(センター設置・人口5万人未満)

目標:50%以上 (全国平均34.7%)

都道府県	センター設置率 (人口5万人未満)
青森県	100.0%
栃木県	100.0%
群馬県	100.0%
兵庫県	100.0%
岩手県	96.2%
埼玉県	95.7%
神奈川県	81.3%
茨城県	77.3%
大分県	58.3%
京都府	57.1%
福岡県	55.0%
北海道	52.8%
長崎県	47.1%
大阪府	40.0%
静岡県	36.8%
鳥取県	35.3%
岐阜県	34.5%
福井県	33.3%
鹿児島県	33.3%
東京都	30.8%
滋賀県	28.6%
広島県	28.6%
徳島県	28.6%
愛媛県	28.6%
山梨県	22.7%
新潟県	22.2%
山口県	22.2%
高知県	21.2%
宮城県	20.0%
富山県	20.0%
島根県	18.8%
山形県	16.7%
石川県	15.4%
岡山県	14.3%
熊本県	13.9%
秋田県	10.5%
千葉県	8.0%
長野県	7.8%
佐賀県	6.7%
奈良県	6.5%
宮崎県	4.8%
山梨県	0.0%
愛知県	0.0%
三重県	0.0%
和歌山県	0.0%
香川県	0.0%
沖縄県	0.0%

■政策目標2-2
(相談員配置率)

目標:50%以上 (全国平均73.6%)

都道府県	相談員配置率
青森県	100.0%
岩手県	100.0%
茨城県	100.0%
栃木県	100.0%
群馬県	100.0%
埼玉県	100.0%
神奈川県	100.0%
兵庫県	100.0%
奈良県	100.0%
佐賀県	100.0%
大阪府	97.7%
京都府	96.2%
愛媛県	95.0%
鳥取県	94.7%
大分県	94.4%
宮城県	94.3%
福岡県	93.3%
広島県	91.3%
愛知県	90.7%
千葉県	87.0%
東京都	85.5%
石川県	84.2%
長崎県	81.0%
富山県	80.0%
静岡県	80.0%
熊本県	80.0%
北海道	75.4%
滋賀県	73.7%
山口県	68.4%
岡山県	66.7%
三重県	62.1%
岐阜県	61.9%
鹿児島県	60.5%
新潟県	60.0%
秋田県	56.0%
徳島県	54.2%
和歌山県	53.3%
福井県	52.9%
島根県	47.4%
山梨県	44.4%
高知県	41.2%
山形県	37.1%
沖縄県	31.7%
長野県	28.6%
福島県	25.4%
宮崎県	23.1%
香川県	11.8%

■政策目標2-3
(相談員資格保有率)

目標:75%以上 (全国平均79.0%)

都道府県	相談員資格保有率
東京都	100.0%
神奈川県	100.0%
奈良県	100.0%
大阪府	98.8%
佐賀県	97.5%
埼玉県	97.0%
愛知県	96.1%
京都府	94.6%
香川県	94.1%
福岡県	91.5%
広島県	91.4%
千葉県	89.5%
茨城県	87.5%
滋賀県	85.7%
和歌山県	85.7%
鳥取県	85.2%
群馬県	84.6%
栃木県	84.0%
山口県	80.6%
静岡県	79.5%
三重県	79.5%
兵庫県	77.9%
富山県	75.9%
沖縄県	75.0%
石川県	72.4%
山形県	71.0%
山梨県	66.7%
大分県	66.7%
岐阜県	65.4%
岡山県	64.0%
長野県	63.0%
愛媛県	62.5%
宮城県	60.0%
熊本県	59.5%
宮崎県	58.3%
福井県	58.1%
鹿児島県	57.4%
高知県	57.1%
島根県	56.5%
徳島県	55.8%
岩手県	52.8%
秋田県	50.0%
新潟県	49.1%
長崎県	47.4%
福島県	43.6%
青森県	37.0%
北海道	35.3%

■政策目標2-4
(相談員研修参加率)

目標:100% (全国平均89.9%)

都道府県	相談員研修参加率
青森県	100.0%
山形県	100.0%
香川県	100.0%
愛媛県	100.0%
宮崎県	100.0%
奈良県	98.3%
広島県	98.3%
栃木県	97.3%
福井県	96.8%
富山県	96.6%
静岡県	96.3%
岩手県	96.2%
神奈川県	96.2%
東京都	96.2%
鹿児島県	96.2%
茨城県	96.1%
群馬県	95.9%
兵庫県	95.6%
島根県	95.5%
宮城県	95.3%
滋賀県	95.2%
長崎県	94.7%
大阪府	93.1%
福岡県	92.7%
山口県	91.7%
京都府	90.9%
秋田県	88.9%
熊本県	88.3%
千葉県	88.2%
岡山県	88.0%
岐阜県	87.8%
佐賀県	87.5%
長野県	86.4%
石川県	86.2%
山梨県	85.7%
高知県	85.0%
福島県	84.6%
大分県	84.2%
北海道	83.7%
新潟県	83.3%
三重県	82.1%
鳥取県	81.5%
愛知県	78.9%
埼玉県	77.6%
徳島県	69.8%
和歌山県	67.6%
沖縄県	57.1%

※赤字は全国平均に最も近い都道府県。

■消費者行政予算
※人口千人あたり

	H27年度	
	都道府県	消費者行政予算 (当初予算)
1	福島県	255
2	岩手県	254
3	徳島県	238
4	鳥取県	188
5	長崎県	177
6	佐賀県	173
7	福井県	166
8	北海道	158
9	大分県	149
10	島根県	147
11	東京都	146
12	沖縄県	140
13	和歌山県	136
14	富山県	135
15	山形県	134
16	青森県	132
17	石川県	130
18	滋賀県	126
19	高知県	122
20	栃木県	120
21	山梨県	119
22	宮城県	119
23	兵庫県	116
24	群馬県	111
25	宮崎県	111
26	鹿児島県	109
27	熊本県	109
28	大阪府	108
29	奈良県	106
30	京都府	105
31	茨城県	105
32	岡山県	103
33	静岡県	102
34	福岡県	101
35	新潟県	101
36	千葉県	101
37	山口県	98
38	長野県	97
39	広島県	92
40	埼玉県	88
41	神奈川県	87
42	岐阜県	85
43	三重県	82
44	秋田県	81
45	愛媛県	78
46	香川県	71
47	愛知県	68
	全国平均	138

■相談件数
※人口千人あたり

	平成26年度	
	都道府県	相談件数 (人口千人あたり)
1	鳥取県	11.25
2	福岡県	11.14
3	宮崎県	11.05
4	熊本県	10.65
5	広島県	10.38
6	佐賀県	10.20
7	福井県	10.12
8	山口県	10.02
9	東京都	9.77
10	滋賀県	9.70
11	岡山県	9.54
12	鹿児島県	9.43
13	宮城県	9.02
14	岩手県	8.87
15	兵庫県	8.74
16	群馬県	8.57
17	大阪府	8.55
18	長崎県	8.47
19	奈良県	8.12
20	栃木県	8.06
21	富山県	8.01
22	和歌山県	7.91
23	香川県	7.83
24	島根県	7.82
25	京都府	7.80
26	神奈川県	7.73
27	高知県	7.73
28	長野県	7.70
29	千葉県	7.64
30	茨城県	7.55
31	山梨県	7.39
32	山形県	7.37
33	徳島県	7.34
34	新潟県	7.20
35	石川県	7.07
36	埼玉県	6.95
37	大分県	6.93
38	静岡県	6.87
39	三重県	6.60
40	愛媛県	6.38
41	愛知県	6.35
42	岐阜県	6.28
43	北海道	6.26
44	青森県	6.23
45	福島県	6.15
46	秋田県	5.89
47	沖縄県	5.44
	全国平均	8.2

■あつせん件数
※人口千人あたり

	平成26年度	
	都道府県	あつせん件数 (人口千人あたり)
1	佐賀県	2.32
2	茨城県	1.12
3	福岡県	1.07
4	鳥取県	1.06
5	福井県	0.93
6	長崎県	0.91
7	滋賀県	0.83
8	宮城県	0.82
9	鹿児島県	0.81
10	宮崎県	0.79
11	東京都	0.79
12	埼玉県	0.78
13	兵庫県	0.78
14	奈良県	0.74
15	広島県	0.74
16	山口県	0.73
17	山形県	0.71
18	岡山県	0.70
19	青森県	0.70
20	熊本県	0.70
21	富山県	0.67
22	石川県	0.66
23	大分県	0.65
24	和歌山県	0.64
25	神奈川県	0.64
26	大阪府	0.62
27	千葉県	0.61
28	群馬県	0.61
29	長野県	0.59
30	愛媛県	0.59
31	秋田県	0.59
32	高知県	0.56
33	沖縄県	0.56
34	徳島県	0.56
35	北海道	0.55
36	栃木県	0.53
37	香川県	0.52
38	静岡県	0.52
39	福島県	0.52
40	京都府	0.51
41	岩手県	0.49
42	島根県	0.44
43	三重県	0.42
44	新潟県	0.40
45	岐阜県	0.33
46	山梨県	0.31
47	愛知県	0.27
	全国平均	0.68

■あつせん率
※あつせん件数/相談件数

	平成26年度	
	都道府県	あつせん率
1	佐賀県	22.8%
2	茨城県	14.8%
3	青森県	11.3%
4	埼玉県	11.2%
5	長崎県	10.7%
6	沖縄県	10.3%
7	秋田県	9.9%
8	山形県	9.6%
9	福岡県	9.6%
10	大分県	9.4%
11	鳥取県	9.4%
12	石川県	9.3%
13	愛媛県	9.2%
14	福井県	9.1%
15	奈良県	9.1%
16	宮城県	9.1%
17	兵庫県	8.9%
18	北海道	8.8%
19	鹿児島県	8.6%
20	滋賀県	8.6%
21	福島県	8.4%
22	富山県	8.3%
23	神奈川県	8.3%
24	和歌山県	8.1%
25	東京都	8.1%
26	千葉県	8.0%
27	長野県	7.7%
28	徳島県	7.6%
29	静岡県	7.5%
30	岡山県	7.4%
31	山口県	7.3%
32	高知県	7.3%
33	大阪府	7.2%
34	宮崎県	7.2%
35	広島県	7.1%
36	群馬県	7.1%
37	香川県	6.7%
38	栃木県	6.6%
39	京都府	6.6%
40	熊本県	6.5%
41	三重県	6.3%
42	新潟県	5.6%
43	島根県	5.6%
44	岩手県	5.5%
45	岐阜県	5.3%
46	愛知県	4.3%
47	山梨県	4.1%
	全国平均	8.3%

■消費生活相談員資格保有者数
※人口十万人あたり

	平成26年度	
	都道府県	資格保有者数 (人口十万人あたり)
1	東京	4,459
2	神奈川	30.5
3	兵庫	29.1
4	奈良	28.5
5	千葉	24.7
6	滋賀	23.7
7	大阪	22.6
8	埼玉	20.8
9	京都	19.9
10	愛知	17.3
11	徳島	15.3
12	栃木	15.2
13	茨城	15.0
14	香川	14.8
15	鳥取	14.2
16	宮城	13.7
17	石川	13.5
18	富山	13.4
19	福岡	13.2
20	広島	11.6
21	静岡	11.5
22	佐賀	11.4
23	三重	11.0
24	群馬	10.7
25	福井	10.5
26	山口	9.6
27	岐阜	9.6
28	北海道	9.4
29	熊本	9.3
30	山梨	8.9
31	岩手	8.8
32	高知	8.7
33	島根	8.4
34	和歌山	8.3
35	長野	8.2
36	山形	8.1
37	鹿児島	7.9
38	岡山	7.8
39	大分	7.7
40	愛媛	7.6
41	三崎	6.7
42	宮崎	6.4
43	新潟	6.2
44	秋田	5.5
45	青森	5.4
46	沖縄	5.2
47	福島	4.7
	全国平均	18.0

(注) 赤字は全国平均に最も近い都道府県。

■行政職員及び消費生活相談員の配置率(都道府県別)

<平成27年度>

	行政職員配置率 (人口10万人あたり)	行政職員数
1 高知県	10.6	79
2 北海道	10.3	559
3 徳島県	8.6	67
4 宮崎県	6.9	78
5 長野県	6.7	145
6 奈良県	6.7	94
7 佐賀県	6.6	56
8 山梨県	6.4	55
9 岩手県	6.4	83
10 鳥取県	6.3	37
11 和歌山県	6.2	62
12 秋田県	5.9	62
13 山形県	5.8	66
14 鹿児島県	5.7	97
15 熊本県	5.6	101
16 福島県	5.4	107
17 愛媛県	5.4	77
18 石川県	5.2	60
19 茨城県	5.2	154
20 福井県	5.1	41
21 山口県	5.0	72
22 香川県	4.9	49
23 青森県	4.8	65
24 島根県	4.7	33
25 沖縄県	4.6	67
26 新潟県	4.6	107
27 長崎県	4.5	64
28 岐阜県	4.4	92
29 宮城県	4.4	102
30 群馬県	4.4	88
31 大分県	4.2	50
32 富山県	4.1	44
33 栃木県	4.0	81
34 岡山県	3.6	70
35 埼玉県	3.5	254
36 愛知県	3.3	246
37 京都府	3.3	84
38 兵庫県	3.2	181
39 福岡県	3.2	163
40 三重県	3.2	59
41 滋賀県	3.2	45
42 静岡県	2.9	108
43 千葉県	2.8	178
44 東京都	2.6	352
45 広島県	2.4	69
46 大阪府	2.2	197
47 神奈川県	2.0	183
平均	4.0	

	相談員配置率 (人口10万人あたり)	相談員数
1 徳島県	5.5	43
2 鳥取県	5.0	29
3 佐賀県	4.7	40
4 熊本県	4.3	79
5 奈良県	4.3	60
6 岩手県	4.1	53
7 北海道	4.0	215
8 福井県	3.9	31
9 栃木県	3.7	75
10 宮城県	3.7	85
11 茨城県	3.5	104
12 和歌山県	3.5	35
13 秋田県	3.4	36
14 大分県	3.3	39
15 島根県	3.3	23
16 高知県	3.2	24
17 鹿児島県	3.2	54
18 千葉県	3.0	190
19 滋賀県	3.0	42
20 愛媛県	2.8	40
21 埼玉県	2.8	203
22 山形県	2.7	31
23 長崎県	2.7	38
24 群馬県	2.7	54
25 富山県	2.7	29
26 石川県	2.6	30
27 岐阜県	2.6	54
28 岡山県	2.6	50
29 山口県	2.5	36
30 沖縄県	2.5	36
31 山梨県	2.5	21
32 兵庫県	2.4	136
33 愛知県	2.4	179
34 新潟県	2.4	55
35 福岡県	2.3	118
36 京都府	2.3	59
37 三重県	2.3	42
38 静岡県	2.2	83
39 東京都	2.2	288
40 長野県	2.1	46
41 宮崎県	2.1	24
42 広島県	2.0	58
43 青森県	2.0	27
44 福島県	2.0	39
45 大阪府	1.8	160
46 神奈川県	1.7	157
47 香川県	1.7	17
平均	2.6	

	合計配置率 (人口10万人あたり)	合計数
1 北海道	14.2	774
2 徳島県	14.2	110
3 高知県	13.8	103
4 佐賀県	11.3	96
5 鳥取県	11.3	66
6 奈良県	11.0	154
7 岩手県	10.5	136
8 熊本県	9.9	180
9 和歌山県	9.7	97
10 秋田県	9.3	98
11 宮崎県	9.0	102
12 福井県	9.0	72
13 鹿児島県	8.9	151
14 長野県	8.9	191
15 山梨県	8.9	76
16 茨城県	8.7	258
17 山形県	8.5	97
18 愛媛県	8.2	117
19 宮城県	8.0	187
20 島根県	7.9	56
21 栃木県	7.8	156
22 石川県	7.8	90
23 山口県	7.5	108
24 大分県	7.5	89
25 福島県	7.4	146
26 長崎県	7.2	102
27 沖縄県	7.1	103
28 群馬県	7.1	142
29 岐阜県	7.0	146
30 新潟県	6.9	162
31 青森県	6.8	92
32 富山県	6.7	73
33 香川県	6.6	66
34 埼玉県	6.3	457
35 岡山県	6.2	120
36 滋賀県	6.1	87
37 千葉県	5.9	368
38 愛知県	5.7	425
39 兵庫県	5.6	317
40 京都府	5.5	143
41 福岡県	5.5	281
42 三重県	5.4	101
43 静岡県	5.0	191
44 東京都	4.8	640
45 広島県	4.4	127
46 大阪府	4.0	357
47 神奈川県	3.7	340
平均	6.7	

(注) 赤字は全国平均に最も近い都道府県。

■法執行関係職員数(表示・取引・安全分野)
※人口十万人あたり

		平成26年度
都道府県		職員数
1	山梨県	398.6
2	鹿児島県	226.4
3	高知県	219.5
4	青森県	172.2
5	山形県	148.2
6	山口県	130.6
7	新潟県	120.2
8	愛媛県	112.2
9	香川県	111.4
10	島根県	96.3
11	石川県	91.4
12	京都府	91.1
13	岩手県	88.4
14	茨城県	85.2
15	埼玉県	82.3
16	大分県	75.6
17	福島県	73.8
18	奈良県	71.7
19	徳島県	70.8
20	静岡県	67.9
21	鳥取県	66.9
22	岐阜県	64.7
23	佐賀県	61.4
24	北海道	60.9
25	沖縄県	59.8
26	宮城県	59.7
27	秋田県	56.8
28	兵庫県	55.7
29	東京都	55.1
30	広島県	54.7
31	長野県	54.0
32	三重県	52.7
33	愛知県	52.3
34	神奈川県	43.1
35	群馬県	39.8
36	熊本県	39.6
37	和歌山県	35.9
38	福岡県	31.6
39	岡山県	26.8
40	長崎県	23.4
41	栃木県	22.0
42	福井県	21.2
43	滋賀県	20.4
44	富山県	18.4
45	千葉県	16.6
46	大阪府	11.3
47	宮崎県	10.6
全国平均		61.3

■執行件数(景品表示法)
※人口百万人あたり

		平成24～26年度 (累計)
都道府県		執行件数 (景品表示法)
1	北海道	6.8
2	和歌山県	3.0
3	埼玉県	2.9
4	奈良県	1.4
5	静岡県	1.3
6	徳島県	1.3
7	栃木県	1.0
8	東京都	0.8
9	山口県	0.7
10	茨城県	0.7
11	群馬県	0.5
12	岐阜県	0.5
13	新潟県	0.4
14	京都府	0.4
15	愛知県	0.3
16	福岡県	0.2
17	千葉県	0.2
18	神奈川県	0.1
19	青森県	0.0
	岩手県	0.0
	宮城県	0.0
	秋田県	0.0
	山形県	0.0
	福島県	0.0
	富山県	0.0
	石川県	0.0
	福井県	0.0
	山梨県	0.0
	長野県	0.0
	三重県	0.0
	滋賀県	0.0
	大阪府	0.0
	兵庫県	0.0
	鳥取県	0.0
	島根県	0.0
	岡山県	0.0
	広島県	0.0
	香川県	0.0
	愛媛県	0.0
	高知県	0.0
	佐賀県	0.0
	長崎県	0.0
	熊本県	0.0
	大分県	0.0
	宮崎県	0.0
	鹿児島県	0.0
	沖縄県	0.0
全国平均		0.7

■執行件数(特定商取引法)
※人口百万人あたり

		平成24～26年度 (累計)
都道府県		執行件数 (特定商取引法)
1	島根県	12.7
2	香川県	9.9
3	鳥取県	6.9
4	栃木県	5.5
5	静岡県	5.0
6	埼玉県	4.7
7	長崎県	4.2
8	岡山県	4.1
9	佐賀県	3.5
10	東京都	3.2
11	岐阜県	2.9
12	高知県	2.7
13	徳島県	2.6
14	青森県	2.2
15	広島県	2.1
16	福島県	2.0
17	北海道	2.0
18	和歌山県	2.0
19	群馬県	1.5
20	愛媛県	1.4
21	茨城県	1.3
22	千葉県	1.3
23	神奈川県	1.2
24	福岡県	1.2
25	長野県	0.9
26	山形県	0.9
27	大分県	0.8
28	愛知県	0.8
29	山口県	0.7
30	熊本県	0.5
31	三重県	0.5
32	宮城県	0.4
33	京都府	0.4
34	大阪府	0.1
35	岩手県	0.0
	秋田県	0.0
	新潟県	0.0
	富山県	0.0
	石川県	0.0
	福井県	0.0
	山梨県	0.0
	滋賀県	0.0
	兵庫県	0.0
	奈良県	0.0
	宮崎県	0.0
	鹿児島県	0.0
	沖縄県	0.0
全国平均		1.8

■執行件数(消費生活関係条例)
※人口百万人あたり

		平成24～26年度 (累計)
都道府県		執行件数 (消費生活関係条例)
1	鳥取県	32.6
2	愛媛県	29.4
3	北海道	27.8
4	東京都	21.1
5	滋賀県	16.2
6	栃木県	15.5
7	千葉県	13.8
8	神奈川県	12.9
9	京都府	11.2
10	静岡県	10.0
11	兵庫県	7.8
12	石川県	7.8
13	埼玉県	7.5
14	和歌山県	5.0
15	茨城県	4.0
16	愛知県	4.0
17	岐阜県	3.4
18	宮城県	3.0
19	山口県	2.8
20	大阪府	2.7
21	岩手県	2.3
22	福岡県	2.0
23	岡山県	1.5
24	長野県	1.4
25	三重県	1.1
26	香川県	1.0
27	富山県	0.9
28	群馬県	0.5
29	青森県	0.0
	秋田県	0.0
	山形県	0.0
	福島県	0.0
	新潟県	0.0
	福井県	0.0
	山梨県	0.0
	奈良県	0.0
	島根県	0.0
	広島県	0.0
	徳島県	0.0
	高知県	0.0
	佐賀県	0.0
	長崎県	0.0
	熊本県	0.0
	大分県	0.0
	宮崎県	0.0
	鹿児島県	0.0
	沖縄県	0.0
全国平均		8.1

(注1)赤字は全国平均に最も近い都道府県。
(注2)各法律の執行件数は、法律上の権限に基づく執行をもとにしている。

課題抽出のための試行について（予定）

- **消費者庁の有識者会議及び内閣府消費者委員会におけるテレビ会議(1月以降)**
 - 1月27日 「消費者委員会本会議」
 - 1月28日 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」

- **消費者庁長官の徳島県滞在**

徳島県神山町に、3月中旬に1週間程度、職員数名とともに滞在し、実際に業務を試行。

- **国民生活センターの商品テスト及び研修**

4月以降徳島県にて実施。試験的に実施するものについて徳島県側と調整中。

- **比較的長期での試行的滞在勤務**

夏に徳島県において実施